

特別障がい者手当・障がい児福祉手当の受給資格確認書類の提出について

現在特別障がい者手当、障がい児福祉手当等を受給している方に、8月以降の受給資格確認のため、必要書類（現況届、所得状況届等）を送付しています。継続受給の手続きとなりますので、下記の期間・提出先に必ず提出してください。

確認書類	◆ 提出期間	8月9日（金）～9月11日（水）
	◆ 提出先	豊能町福祉課もしくは吉川支所

制度紹介

特別障がい者手当と、障がい児福祉手当は、それぞれ在宅の重度障がいの状態にある方を対象に手当を支給する制度です。

	特別障がい者手当	障がい児福祉手当
支給対象	満20歳以上の在宅の方で、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者	満20歳未満の在宅の方で、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）
支給金額・方法	月額 28,840円	月額 15,690円
支給方法	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて支給	
手続方法	◆ 必要な書類 受給資格認定請求書、受給資格認定診断書、所得状況届等（事前に下記お問い合わせ先まで、ご確認願います。） ◆ 提出先 豊能町福祉課もしくは吉川支所	
その他	◆ 受給者、扶養義務者等の前年の所得等による支給制限があります。 ◆ 障がいの状態の変化や施設入所などにより、受給資格を喪失することがあります。 ◆ 支給対象となる障がい程度の目安等、制度の詳細は大阪府ホームページ（福祉のてびき 9章手当・年金・貸付等）に記載されています。 URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html#dai9	

問＝大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 ☎072-737-6858 FAX072-739-6172

安全・生活

セアカゴケグモにご注意を

7月20日から8月31日は、セアカゴケグモ等対策月間です。オスの体長は2.5～3mm、メスは10～14mm、全体が黒色で背中の中赤い帯状の模様が特徴です。強い毒を持っていますが、攻撃性は低くおとなしいクモです。見つけても素手で触ったり刺激を与えたりしなければ、咬まれる心配はありません。

詳しくは町および大阪府のホームページをご覧ください。



町のホームページ



大阪府のホームページ

問＝環境課 ☎736・1190

マダニによる感染症にご注意を

野山に生息するマダニに咬まれると、重症熱性血小板減少症候群などに感染することがあります。

すべてのダニ等が病原体を保有しているわけではありませんが、感染を防ぐためには咬まれないようにすることが重要です。草むらなど、マダニが生息する場所に入る場合には、

長袖、長ズボン、帽子、手袋を着用し、足を完全に覆う靴を履くなどして、肌の露出部分を少なくしましょう。

詳しくは町および大阪府のホームページをご覧ください。



町のホームページ



大阪府のホームページ

問＝環境課 ☎736・1190

(広告)

